

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月26日

京都市農業委員会会長 中村安良

京都市農業委員会規則第1号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「(次号において「規則」という。)第5条による許可」を「第7条による承認」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を第13号とし、第15号中「削除」を「利用停止」に改め、同号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とする。

第22条第1項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 農地部会が所掌する事務に関する事項の制定及び改廃。

第22条第2項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 農政部会が所掌する事務に関する事項の制定及び改廃。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年6月22日から適用する。

(京都市農業委員会事務局)